

経営会議の内容

件 名	大和市柳橋ふれあいプラザ条例及び大和市都市公園条例の一部改正について
所 管 部	環境農政部 みどり公園課、施設課
日時・場所	令和3年 2月16日（火）14：20 ～ 14：40 研修室
出 席 者	市長、副市長、教育長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、消防長、議会事務局長、みどり公園課長、施設課長
提 出 理 由	大和市柳橋ふれあいプラザ条例及び大和市都市公園条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・ 両施設は指定管理施設である。施設を1年間休館することによって、指定管理委託料はどのようなになるのか。 （所管部）各施設の指定管理者にはそれぞれ、今回の状況を説明し、ご理解をいただいたうえで、休館を考慮した指定管理委託料へと減額することとしている。 ・ 柳橋ふれあいプラザの浴室以外の施設について、令和3年度も、現在の感染症対策を継続していくのか。 （所管部）当面は、現在行っている開館時間の短縮や会議室の利用定員の制限などの感染症対策を継続していく考えである。今後、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、対策を変更していく可能性はあるが、その際は、換気を実施しにくいという当施設の特徴を踏まえて慎重に検討していきたいと思う。
会議結果	案のとおり、進めていく。